

第1章 はじめに

1-1 計画策定の背景

1-2 計画策定の目的

1-1 計画策定の背景

乗合バス事業は、利用者減少などによる経営環境の悪化のなか、路線の休廃止や運行本数の減少等など、公共交通としての機能低下が進行してきた。

そのようななか「改正道路運送法における需給調整規制の廃止（平成14年2月1日施行）」により運行業者の参入規制緩和が行われたことにより、特に地方部においては既存バス路線の改廃がさらに進んでおり、地域における生活交通確保に関する地方公共団体の役割が期待されている。

小山市においては公共交通機関に占めるバス交通の重要性が高いことから、住民の生活交通確保の観点から平成12年度より「小山市バス交通問題研究会」や「百円低床循環バスの実現プロジェクト」を立ち上げるとともに、平成13年度からの「小山市バス交通整備計画検討委員会」において今後のバス交通のあり方や具体的な整備方策等に関する「小山市バス交通整備計画」（平成14年度）をとりまとめ、小山市における総合的バス交通ネットワークの展開を図ってきた。

この整備計画にもとづき、駅東循環バス（平成14年2月）、駅西循環バス（平成16年3月）、地域コミュニティバス路線（平成17年7月）の実験運行を開始するとともに、利用者の意向などを参考に路線再編やダイヤの見直しなどを重ね、より便利で快適な公共交通機関として市民の足として定着してきた。

平成20年3月末日をもって、長年にわたって市民の足であった民間バス路線が廃止されたことを受け、その補完機能を含めコミュニティバスの重要度はさらに増している。

また、高齢化社会や障害者の社会参加機会の増大等をはかるためのバリアフリー推進が進むなかで、交通弱者の移動手段確保や道路交通環境改善、地球環境問題への取り組みなどの課題を背景に、総合交通体系の考え方は非常に重要な位置づけとなっている。

1-2 計画策定の目的

「地域公共交通の活性化及び再生」のための地域における主体的な取り組み及び創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、活性化再生法とする）が平成19年に施行された。

本計画はこれに伴い、行政、市民、交通事業者などを交えた「小山市バス交通整備検討委員会」「小山市地域公共交通会議」における協議を踏まえ、具体的な施策及び事業の策定を行うことを目的とする。

